

資格確認書・資格情報のお知らせ交付について

▼交付物が変更されます。

被保険者には、令和8年7月31日まで、マイナ保険証の利用登録有無に関わらず、資格確認書が交付されましたが、令和8年8月1日より、以下のとおり交付物が変更されます。

- ・ 85歳以上の被保険者
- ・ 84歳以下かつマイナ保険証の利用登録なしの被保険者 → **資格確認書を交付**
- ・ 84歳以下かつマイナ保険証の利用登録ありの被保険者 → **資格情報のお知らせを交付**

医療機関を受診されるときは、

資格確認書が交付される被保険者は、

令和8年8月1日から → **藤色** (今回同封)

令和8年7月31日まで → **橙色**

の資格確認書をご提示ください。

資格情報のお知らせが交付される被保険者は、マイナ保険証をご提示ください。

※ 介助者などの第三者が本人に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方は、お住まいの市(区)役所または町役場での申請手続きにより資格確認書を交付しますので、その場合は資格確認書での受診も可能です。

保険料の軽減措置について

▼保険料均等割額の軽減対象が拡大されます。

保険料均等割の5割軽減・2割軽減について、低所得者の負担軽減を図るため軽減対象が拡大となり、軽減判定所得基準額^(※1)が次のとおり引き上げられました。

また、7割軽減の基準に変更はありませんが、医療分については、7.2割軽減となります。

軽減割合 年度	5割軽減【26,200円】 ^{※2} (医療分+子ども分)	2割軽減【41,900円】 ^{※2} (医療分+子ども分)
令和7年度	(43万円+(給与所得者等の数 ^{※3} -1)×10万円+30.5万円×世帯の被保険者数)以下のとき	(43万円+(給与所得者等の数 ^{※3} -1)×10万円+56万円×世帯の被保険者数)以下のとき
令和8年度	(43万円+(給与所得者等の数 ^{※3} -1)×10万円+ 31万円 ×世帯の被保険者数)以下のとき	(43万円+(給与所得者等の数 ^{※3} -1)×10万円+ 57万円 ×世帯の被保険者数)以下のとき

- ※1 軽減判定所得基準額は、世帯主及び世帯内のすべての被保険者の前年中の総所得金額等の合計です。
- ※2 【】内の金額は、保険料均等割額(医療分51,100円+子ども分1,400円)に対する軽減措置後の令和8年度の金額です。
- ※3 給与所得を有する人(給与収入55万円超)または公的年金等に係る所得を有する人(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))(★)の数

★公的年金等に係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円となるよう読み替えます。
なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

◇詳しくは同封の小冊子25・26ページをご覧ください。

保険料の納めかた

▼保険料は次のいずれかの方法により納めていただくことになります。

- 1) 特別徴収
年金が支給される際に、保険料が差し引かれます。
年金を受給している人は、法令により原則として特別徴収が行われます。
- 2) 普通徴収
特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替により保険料を納めていただきます。
納付書は、お住まいの市町から送付され、お近くの金融機関等で納めることができます。

▼保険料の納付は、年金からの差し引き(特別徴収)から口座振替(普通徴収)へ変更することができます。

口座振替への変更を希望される場合は、お住まいの市(区)役所または町役場の担当窓口へご相談ください。変更手続の時期によっては、直近の年金受給月からの変更間に合わない場合があります。

◇詳しくは同封の小冊子24・25ページをご覧ください。

▼便利で納め忘れのない、口座振替をご利用ください。

年度途中で75歳になられた人や、他市町村から転入された人、昨年度に特別徴収が一旦停止となった人は、特別徴収を開始するまでの間は、普通徴収が行われます。

これまでに後期高齢者医療保険料の科目で口座振替の手続をしていない場合は、納付書で保険料を納めていただくことになります。便利で納め忘れのない、口座振替の手続をしておきましょう。

ウラ面もご覧ください

限度区分の併記が必要な人について

限度区分を併記した資格確認書を医療機関に提示すると、窓口での支払い（保険適用分）を自己負担限度額までに抑えることができます。この併記には申請が必要ですので、お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口で併記申請を行ってください。

既に資格確認書をお持ちで限度区分の併記がある人や、過去に減額認定証および限度額認定証の申請をされたことがある人については、自動的に区分が併記された資格確認書が交付されますので、申請の必要はありません。

◇負担額等の詳細については小冊子 10～13 ページをご覧ください。

マイナ保険証で受診する人は、オンライン資格確認に対応している医療機関等を受診する場合、併記申請の必要はありません。対応していない医療機関等については、スマートフォン等でアプリ「マイナポータル※」内の「健康保険証情報（印刷可）」をご提示いただくか、限度区分が記載された資格確認書が必要になります。

※マイナポータルについては厚生労働省のホームページをご確認ください。

▼長期入院該当を受けるには申請が必要です。

長期入院該当（過去 12 か月間で、低所得者Ⅱの期間に 90 日を超える入院）の人が、食費の減額を受けるには申請が必要になります。マイナ保険証をお持ちの人も申請が必要です。申請しなければ減額されませんので、入院日数が 90 日を超えたら早めにお住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口でお手続きをしてください。

長期入院該当は申請月の翌月から適用となります。

適正受診・適正服薬について

安心して医療を受けられるよう、ご協力をお願いします。

▼適正受診にご協力ください

- ・同じ病気で複数の医療機関受診は控えましょう（重複受診）
- ・緊急時を除いて時間外受診は控えましょう

▼薬との付き合い方を見直しましょう

- ・多くの薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなっている状態を「ポリファーマシー」といいます。必要な治療に必要な分だけの薬を使うことが大切です。不要な薬を減らしてお体への負担を軽くしましょう
- ・「お薬手帳」は必ず持参しましょう
- ・飲み残しは、医師・薬剤師に相談しましょう
- ・ジェネリック医薬品を利用しましょう
- ・最大 3 回まで使用できるリフィル処方せんを希望する場合は、医師に相談しましょう
- ・先行バイオ医薬品の特許が切れたあとに販売される安価なバイオシミラー（バイオ後続品）を希望する場合は、医師に相談しましょう

※「かかりつけ医」「かかりつけ薬剤師」をもち、気になることは相談しましょう



不審な電話や訪問者にご注意ください

市町や広域連合がキャッシュカードやクレジットカードの暗証番号などを尋ねたり、ATMを利用して保険料等の支払いや還付の手続きをお願いしたりすることはありません。不審なときは相手の名前や電話番号などを確認し、市（区）役所や町役場の担当窓口または広域連合にご確認ください。

